



2 主務大臣は、前項の規定により記載事項等を定めようとするときは、あらかじめ、定めるべき記載事項等の案について、事業者、学識経験のある者又はこれらの者の組織する協議会その他の団体の意見を聽かなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定により記載事項等を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、記載事項等の変更について準用する。

#### (環境報告書の公表等)

**第九条** 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、毎事業年度、環境報告書を作成し、これを公表しなければならない。

2 特定事業者は、前項の規定により環境報告書を公表するときは、記載事項等に従つてこれを作成するよう努めるほか、自ら環境報告書が記載事項等に従つて作成されているかどうかについての評価を行うこと、他の者が行う環境報告書の審査(特定事業者の環境報告書が記載事項等に従つて作成されるることにより、環境報告書の信頼性を高めるよう努めるものとする)。

**第十条** 環境報告書の審査を行う者は、独立した立場において環境報告書の審査を行うように努めるとともに、環境報告書の審査の公正かつ的確な実施を確保するために必要な体制の整備及び環境報告書の審査に従事する者の資質の向上を図るように努めるものとする。

**第十二条** 大企業者(中小企業者以外の事業者をいい、特定事業者を除く。)は、環境報告書の公表その他のその事業活動に係る環境配慮等の状況の公表を行うように努めるとともに、その公表を行うときは、記載事項等に留意して環境報告書を作成することその他の措置を講ずることにより、環境報告書その他の環境配慮等の状況に関する情報の信頼性を高めるよう努めるものとする。

2 国は、中小企業者がその事業活動に係る環境配慮等の状況の公表を容易に行うことができるよう努めるために、その公表の方法に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### (製品等に係る環境への負荷の低減に関する情報の提供)

**第十三条** 国は、環境報告書を収集し、整理し、及び閲覧させる業務を行う者に関する情報の提供その他の環境報告書の利用の促進に必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、前項に定めるもののほか、事業者又は国民が投資、製品等の利用その他の行為をするに当たつて環境情報を利用することを促進するため、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### 第六章 雜則

##### (主務大臣等)

**第十四条** この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣及び特定事業者を所管する大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

**第十五条** この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置)を定めることができる。

#### (経過措置)

**第十六条** 第九条第一項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした特定事業者の役員は、二十万円以下の過料に処する。

##### (施行期日)

**第一条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

##### (公表に関する経過措置)

**第二条** 第六条の規定は、平成十七年度以後の年度に係る環境配慮等の状況について適用する。

##### (検討)

**第三条** 第九条の規定は、この法律の施行の日以後に開始する事業年度又は営業年度に係る環境報告書について適用する。

**第四条** 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、環境報告書の公表の状況その他のこの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則** (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄  
この法律は、会社法の施行の日から施行する。